

News Release

令和5年3月23日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

五洋建設（株）佐賀営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

五洋建設（株）佐賀営業所（伊万里市山代町久原字下場2872-10）

（本社：東京都文京区後楽2-2-8）

- ・とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事－A級
- ・建築一式工事、石工事－級外

2 指名停止期間

3月24日から4月23日まで 1か月

3 指名停止理由

五洋建設(株)は、西日本高速道路株式会社が発注した新名神高速道路大津ジャンクション東工事において、令和3年7月9日に作業員が負傷したことについて、同社の従業員が令和3年8月19日に至るまで大津労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和4年3月11日に労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、令和4年12月22日に大津簡易裁判所より罰金刑の略式命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第13項（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績
なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1361）